

飯山市廃棄物減量等推進審議会

答 申

平成 29 年 12 月 日

<目 次>

飯山市の今後のごみ減量施策のあり方について 答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

諮問書（写し）・・ 6

答申 資料編・・ 7

飯山市の今後のごみ減量施策のあり方について 答申

はじめに

日本の高度経済成長は、私たちの生活水準を向上させた反面、大量生産・大量消費といった経済活動は、大量廃棄型の社会を構築し、各種の公害や廃棄物の増加を招き、後々まで深い痕跡を残しているところであり、今日に至っては、地球温暖化や天然資源の枯渇の懸念など、様々な環境問題に発展しています。

国では、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成するため、総合的かつ計画的に推進しているところであり、私たち飯山市民にも、地球に生まれ育ち暮らすものとしての役割と責任を果たしていくことがより一層求められています。

このような状況下、飯山市廃棄物減量等推進審議会は、平成 29 年 6 月 1 日に飯山市長より「今後のごみ減量施策のあり方」について検討するよう諮問を受けました。

市では、平成 24 年 12 月の本審議会の答申に基づき事業を推進し、目標は達成できなかったものの、ごみ減量等については一定の成果を上げ、環境問題に積極的に取り組む姿勢を見せています。

本審議会では、このような状況を勘案したうえで、諮問に対する答申として基本的な考え方と具体的な方針を示しました。

今後の具体的施策やその実施にあたっては、本答申を活用し、ごみの減量と再資源化を推進するよう答申します。

I 基本方針

飯山市の今後のごみ減量施策のあり方については、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成するため、「平成 28 年度処理実績を最低水準として維持し、ごみの減量と再資源化に努める」ことを課題とし、市民、事業者と行政が連携し取り組むこととします。

II 目標の設定

現在、長野県は「チャレンジ 800 ごみ減量推進事業[※]」として、「1 人 1 日当たりごみ排出量 800 g 以下」を目指し、ごみの減量に取り組んでいます。

平成 27 年度実績における県民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 836 g であり、飯山市は 827 g となっています。そこで、基本方針を実現するため、次のとおり目標を設定します。

※ チャレンジ 800…長野県におけるごみ減量推進事業。しあわせ信州創造プランの目標として、「1 人 1 日当たりごみ（一般廃棄物）排出量 800 g 以下」を目指し、ごみの減量に取り組むもの。

長野県が取り組んでいる「チャレンジ 800 ごみ減量推進事業」を推奨し、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 800 グラム以下を目標に、ごみ減量に取り組む。

この目標達成に向けては、市民が取り組みやすい環境を設定するとともに、その評価・検証については環境省が実施している「一般廃棄物処理事業実態調査」の結果により、毎年度、行うものとします。

なお、「第 2 次飯山市環境基本計画」で定めるごみの処理量の目標値より高い目標となりますが、この目標を達成することが、飯山市のごみ処理の中核を担うエコパーク寒川及び最終処分場の効率的な運営と維持管理経費削減に繋がり、財政的な効果も期待されます。

III 具体的施策

目標を達成するために、まず「第 2 次飯山市環境基本計画」で示されているごみ減量推進に係る目標については、達成に向けて事業等を計画的に推進します。そして、以下に示す具体的施策について推進します。

1 家庭系

(1) ごみ減量の仕組みづくり

市民の自覚的、意識的なごみ減量の仕組みづくりを進めます。

ア ごみ減量を指導するリーダー組織の形成

- ・現在の衛生委員制度について、集落でのごみ減量推進のリーダーとなるよう位置付け、地域の行事など家庭外においてもごみの出し方や分別の指導ができるよう、体制を確立します。
- ・市は消費者団体との連携を強めるとともに、団体の活動に対し協力していきます。

イ ごみ減量推進の活動

- ・「もえるごみ」の組成の大半を占める生ごみの減量について、重点的に取り組みます。
- ・段ボールを使った生ごみの堆肥化など、市民グループが築き上げてきた減量技術を普及するとともに、新たな減量方法について協力して研究します。
- ・生ごみの水切りの徹底や堆肥化など、地域に応じた生ごみ処理の対策を図ります。
- ・堆肥化以外の生ごみリサイクルの研究を進め、生ごみの分別収集について検討を行います。

- ・依然として紙類とプラスチック製容器包装がもえるごみとして排出される傾向にあるため、資源物として分別するよう周知を徹底します。
- ・地域内からごみ減量を推進するため、集落単位でごみ減量に関する出前講座を行うとともに、集落サロン等を活用するなど、市民が集まる機会を利用し、市民と直に接する中での啓発活動を行います。
- ・耐久性のある家財については、家屋整理の際に粗大ごみとして処分しないよう、既存の「リユースコーナー」の利用を促進するなど、再利用の推進に取り組めます。

(2) 資源物回収の仕組みづくり

市民の利便性を考慮し、かつ取り組みやすい資源物回収の仕組みづくりを推進します。

ア 回収方法

- ・資源物日曜回収及び小型家電回収の頻度及び回収場所の見直しを検討します。
- ・PTA、子ども会等が行う資源物の集団回収に対する助成制度を継続するとともに、実施回数、参加団体の増加など積極的な実施を推進します。

イ 回収品目の拡大

- ・複合素材の紙製容器包装や食器類など、他自治体で実施しているリサイクル品目について研究し、回収品目の拡充について検討します。

(3) 市民啓発の推進等

ア ごみ減量の啓発、情報提供について

- ・市民がごみ減量に取り組んだ成果について、市報や「ごみ減量通信」などで定期的に発信していきます。
- ・アイネットの市政広報番組を活用し、消費者団体の協力を得ながら映像による啓発を行っていきます。
- ・インターネットの利用が普及しているため、市のホームページの充実を図るほか、市民の利便性向上のため、「ごみ減量アプリ」などのニーズ調査を行い、市民が分別に取り組むしやすい環境を整えます。
- ・市で配布している「ごみ・資源物の分け方出し方ポスター」及び「ごみ・資源物分別ガイドブック」は更に分かりやすい内容に工夫するとともに、外国語版についても作成を進めます。
- ・宴会時の食べ残しを減らすため、長野県が実施している「残さず食べよう！30・10運動」の普及啓発を行います。

イ 市民意識向上のための機会づくり

- ・ごみ減量推進月間などのキャンペーンを引き続き実施するとともに、「消費生活展」や「エコパーク寒川フェア」など市民が集う環境系のイベントを通じて啓発活動を行うことで、市民のごみ減量に対する意識の高揚を図ります。
- ・ごみ減量の啓発漫画等を作成し、ごみ減量の取り組みが身近に感じられるよう、創意工夫を行います。
- ・学校教育においては、学習指導要領に基づき環境問題などに関する学習をしていますが、ごみをテーマとした授業に対し、家庭での分別方法の基礎となる資料提供や説明を行うなど積極的に協力し、子どもたちの意識の向上を図ります。

2 事業系

(1) 事業系一般廃棄物の減量及び再資源化の仕組みづくり

事業系一般廃棄物の排出事業者の経営規模を問わず、全ての排出事業者が自意識的な減量の取り組みを推進するための仕組みづくりを進めます。

- ・排出事業者が取り組みやすい減量や再資源化の方法を検討するとともに、市内一般廃棄物収集運搬業者との情報交換を通じ、適正な処理ルートの確保を検討します。
- ・排出されるごみの動向を事業者の業態ごとに把握し、業態に応じた減量が効果的にできる体制を整えます。
- ・ごみ減量が経営効率向上に繋がることを意識して取り組むことができる「エコアクション21」などの環境マネジメントシステムを推進し、事業者にメリットのあるごみ減量推進活動の啓発を行います。

(2) 排出事業者への啓発、情報提供及び指導について

- ・排出事業者との意見交換を行い、排出事業者が抱える課題を把握し、廃棄物の適正処理について必要な助言・指導を行います。
- ・エコパーク寒川への直接搬入事業者に対しては、エコパーク寒川及び一般廃棄物収集運搬業者と協力して分別や再資源化の指導を行います。
- ・食品ロス削減の取り組みを推進するため、市内飲食店、宿泊事業者及び食品販売関連事業者に対し、長野県の「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」への協力を求めています。

(3) 交流人口対策

新幹線飯山駅開業に伴い、交流人口の増加が期待される場所ですが、景気的好転や交流人口の増加は、事業系ごみの増加にも繋がります。

については、交流人口に関連する宿泊施設や大型商業施設のごみ減量に対する一層の取り組み意識の高揚を図り、必要な支援を行っていきます。

3 不適正処理の防止

ごみの不法投棄・違法焼却は環境破壊に繋がるだけでなく、法令違反であることを広く周知し、あらゆる機会を活用し不法投棄・違法焼却を許さない風土づくりを進めます。併せて、不法投棄・違法焼却防止のための監視パトロールを強化するとともに、区長会や衛生委員はもとより、輸送、配達などの業態とも発見・通報の連携を行い抑止を図ります。

4 ごみの発生抑制

前答申では、「エコパーク寒川で処分するごみの重量について、平成23年度を基準として平成28年度の実績で、10パーセント削減する」ことが目標とされてきました。そして、結果は次のとおりとなりました。

平成28年度 エコパーク寒川ごみ処理量実績(平成23年度対比)				
○エコパーク寒川 持ち込み区分別				
持ち込み区分	搬入量(kg)			増減率
	H23	H28	増減	
ごみステーションからの収集分	3,487,280	3,108,380	-378,900	-10.9%
エコパーク寒川へ直接持ち込み	1,901,950	2,273,510	371,560	19.5%
計	5,389,230	5,381,890	-7,340	-0.1%

○上記の内訳					
ごみ区分	持ち込み区分	搬入量(kg)			増減率
		H23	H28	増減	
可燃ごみ	ごみステーションからの収集分	3,097,190	2,880,330	-216,860	-7.0%
	エコパーク寒川へ直接持ち込み	1,794,910	2,192,570	397,660	22.2%
	計	4,892,100	5,072,900	180,800	3.7%
不燃ごみ	ごみステーションからの収集分	390,090	228,050	-162,040	-41.5%
	エコパーク寒川へ直接持ち込み	107,040	80,940	-26,100	-24.4%
	計	497,130	308,990	-188,140	-37.8%

残念ながら、目標達成とはなりませんでしたが、市民、事業者と行政が共に取り組んだことにより、一定の成果が現れたものと評価します。

なお、ごみについてはできる限りその排出を抑制し、再使用・再利用等の循環的な利用を行った上で、最終的に不要となったものについて適正な処分を行わなけれ

ばなりません。

ごみの排出を抑制し、循環的利用を促進するためには、市民、事業者、行政が適切な役割分担のもとで、それぞれが積極的な取り組みを図ることが重要です。

このため、排出抑制に係る普及啓発や情報提供、環境教育等を行い、それぞれの自主的な取り組みを促進することとし、市民、事業者と行政が一体となって新たなごみ減量の目標に向け取り組むこととします。

以上、項目別に掲げた事項について、飯山市廃棄物減量等推進審議会の総意として、市民、事業者と行政が連携し、廃棄物の減量と再資源化に努めることを求め、答申とします。

平成 29 年 12 月 日

飯山市廃棄物減量等推進審議会

会 長	丸山 とし子
職務代理者	高橋 敏郎
委 員	鈴木 聡子
委 員	小市 茂夫
委 員	佐藤 美和子
委 員	渡辺 美智子
委 員	南 沢 忠
委 員	丸山 靖子
委 員	宮 澤 均
委 員	丸山 すみ江
委 員	藤田 波留美